

米子市告示第 2 3 0 号

米子市上下水道局告示第 4 0 号

令和 9 年度及び令和 1 0 年度における建設工事の指名競争入
札の参加資格等について

令和 9 年度及び令和 1 0 年度において市及び市上下水道局が発注する建設工事（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、入札参加資格の審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

米子市長 伊 木 隆 司
米子市上下水道事業管理者
上下水道局長 下 関 浩 次

1 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する同令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた経営事項審査（法第 2 7 条の 2 3 第 2 項に規定する経営事項審査をいい、その基準日（以下「審査基準日」という。）が、次のア又はイに掲げる提出期間の区分

に応じ、それぞれア又はイに掲げる期間（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあっては、それぞれア又はイ掲げる期間の末日が属する年の12月31日までの間）にあるものに限る。以下「直前審査」という。）を受けていること。

ア 2の(2)の表の左欄に掲げる第1期 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

イ 2の(2)の表の左欄に掲げる第2期 令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

- (4) 直前審査に係る審査基準日前2年間（土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）及び鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合は5年間、電気工事及び機械器具設置工事（いずれも同表の中区分の欄に掲げる下水道施設に限る。）の場合は10年間かつそれぞれ大区分の欄に掲げる工事に2年間）又は当該審査基準日から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）までの間に、希望工種（とび・土工・コンクリート工事（同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）にあっては同表の中区分、その他の工種にあっては同表の最小の区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績（電気工事及び機械器具設置工事（いずれも同表の中区分の欄に掲げる下水道施設に限る。）の場合は、元請としての実績に限る。）があること（希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる維持補修に限る。）である場合を除く。）。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。

希望工種	要件
土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）	(11)のイに掲げる要件を全て満たしていること。
鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）	(11)のオの(イ)に掲げる要件を全て満たしていること。

- (5) 米子市の市税等（市税、保育料、市営住宅家賃その他市営住宅に係る納付金、汚水処理場使用料、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに水道料金、下水道使用料、下水道特別使用分担金、下水道事業受益者負担金、淀江町公共下水道事業負担金、農業

集落排水施設使用料及び農業集落排水事業分担金をいう。)に滞納がないこと。

(6) 2の(1)のアの(ア)のm又は2の(1)のアの(イ)のkに掲げる納税証明書に未納額がある旨の記載がないこと。

(7) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行していること。

(8) 市の区域(市上下水道局に係る建設工事にあつては、境港市及び西伯郡日吉津村の区域を含む。(11)のアの(イ)を除き、以下同じ。)内に本店を有する者にあつては、2の(1)のアの(ア)のgに掲げる労働保険料納付証明書に未納額がある旨の記載がないこと。

(9) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

(10) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員を役員等(役員、支配人その他経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。)としている者でないこと。

(11) 希望工種が次のアからクまでに掲げるもの(以下「特殊工事」という。)の場合(土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。)にあつては、(4)の本文の要件に該当する場合を除く。)は、それぞれアからクまでに定める要件を全て満たしていること。

ア 土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げる維持補修に限る。)

(ア) (4)の本文の要件に該当する土木一式工事(一般)に係る工事実績を有していること。

(イ) 市の区域内に本店を有していること。

(ウ) 法第27条第1項の規定により実施される土木施工管理の技術検定に合格した者のうち、1級の検定に合格したもの(以下「1級土木施工管理技士」という。)を常に備えていること。

イ 土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コン

クリートに限る。)

(ア) 市の区域内に本店を有すること。

(イ) 次の技術者を市の区域内の営業所に常に備えていること。

a 1 級土木施工管理技士

b 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）別表第 18 第 13 号に掲げるコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者

c クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）第 22 3 条に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者又は同令第 224 条の 4 第 2 項に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者

d 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者

e 公益社団法人日本コンクリート工学会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者

f 公益社団法人日本コンクリート工学会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者

ウ 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。)

(ア) 次の技術者を常に備えていること。

a 当該希望工種に係る工事の監督業務に 5 年以上従事した経験のある専任技術者

b 当該希望工種に係る工事の監督業務に 2 年以上従事した経験のある補助技術者

(イ) 自ら保有し、又はリース契約（リース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているものに限る。以下同じ。）により使用する次の表の船舶の欄に掲げる船舶を備えていること。この場合において、起重機船及びグラブしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶を備えている場合は、その 1 隻で起重機船及びグラブしゅんせつ船のいずれをも備えているものとみなす。

区分	船舶		乗組員		
	種別	規格能力	二級小型船舶操縦士	運転士	その他の船員
1	えい船	100馬力以上	2	－	1
2	起重機船（クレーン付台船を含む。）	25トン吊以上	－	1	3
3	グラブしゅんせつ船（50トン以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラムを積載できるものを含む。）	100馬力以上	－	1	3

(ウ) 当該希望工種に係る工事において、(イ)の表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員としての業務に2年以上従事した経験がある者を、当該船舶1隻につき同表の乗組員の欄に定める人数以上常に備えていること。この場合において、起重機船の乗組員とグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互に兼ねることができる。

エ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる法面処理のうち、同表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はアンカー工に該当する場合に限る。） 次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械（自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。）を営業所に備えていること。

希望工種	機械
法面植生工	種子吹付機（種子を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。）又はモルタル吹付機（種子、水、肥料等の植生基盤材を法面に定着するように吹き付ける機械をいい、労働安全衛生法第44条第4項の規定に基づく刻印番号（以下「刻印番号」という。）があり、かつ、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第88条の規定に基づく定期自主検査を受けているものに限る。以下同じ。）
法面保護工	a モルタル吹付機 b 計量器（種子、水、肥料等の植生基盤材の使用量を測定し、及び管理する装置をいう。） c ホッパー（材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部の口を開いて出す漏斗装置をいう。）

アンカー工	- a ロータリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいう。）又はドリフタ（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、ガイドセル（ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。）に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。）及びガイドセル - b グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。） - c グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。）
-------	--

オ 鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）

(ア) (4)の本文の要件に該当する場合

- a 鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
- b 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
- c 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。

(イ) (ア)以外の場合

- a 市の区域内に本店を有すること。
- b 次の機械を備えた工場を有すること。
 - (a) 天井走行クレーン（吊り下げ重量が7トン以上のものに限る。）
 - (b) 手動ガス切断機（J I S B 6 8 0 2に適合しているものに限る。）及び自動ガス切断機（切断板厚60ミリメートル以上のものに限る。）
 - (c) 自動溶接機（出力電流が1,000アンペア以上のものに限る。）、交流溶接機（出力電流が300アンペア以上のものに限る。）、溶接棒乾燥機（収納容量が300キログラム以上のものに限る。）及びスタッド溶接機（適用範囲が22ミリメートル以上のものに限る。）

- (d) ラジアルボール盤（ドリルを使って穴開け加工をする工作機械をいい、穴開け能力が５０ミリメートル以上のものに限る。）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が４０ミリメートル以上のものに限る。）
- (e) 空気圧縮機（５馬力以上のものに限る。）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が１０トン以上のものに限る。）及び油圧プレス（加圧能力２００トン以上のものに限る。）
- c 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の計測機器を備えていること。
 - (a) 超音波探傷器
 - (b) 携帯式工業エックス線装置
 - (c) 塗膜厚測定器
- d 次の技術者を常に備えていること。
 - (a) １級土木施工管理技士
 - (b) 労働安全衛生法別表第１８第１１号に掲げる鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - (c) クレーン等安全規則第２２９条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
 - (d) 電離放射線障害防止規則（昭和４７年労働省令第４１号）第４８条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
 - (e) 一般社団法人日本溶接協会が実施する溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
 - (f) 一般社団法人日本非破壊検査協会が実施するＪＩＳＺ２３０５非破壊試験技術者資格試験に合格した者

カ 舗装工事

- (ア) 次の技術者を市の区域内の営業所に常に備えていること。この場合において、a 及び b の技術者は、相互に兼ねることができる。
- a 一般社団法人日本道路建設業協会が実施する１級又は２級の舗装施工管理技術者資格試験に合格し、かつ、舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けている者

ｂ 舗装工事の主任技術者又は監理技術者として配置することができる者

(イ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する機械であって、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有するものを市の区域内の営業所に備えていること。

種類	処理能力等
モータグレーダー（土及び砂利の整地に使用する機械をいう。）	ブレードの長さが 3.1 メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー（アスファルト混合物を均一に敷きならす機械をいう。以下同じ。）	施工が可能な幅が 4.5 メートル又は 8.5 メートルのもの
マカダムローラー（アスファルト混合物等の締め固めに使用する鋼製車輪形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	両輪駆動又は全輪駆動のもので、車両の重量が 10 トン以上のもの
タイヤローラー（アスファルト舗設の表層部等の転圧に使用するタイヤ形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	車両の重量が 8 トン以上のもの

(ウ) アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作することができる者を市の区域内の営業所に常に備えていること。

(エ) 市の区域外に本店を有する者にあつては、市の区域内にアスファルトプラント（アスファルト混合物の製造を行う施設をいう。以下同じ。）を保有し、又は市の区域内の特定のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。

キ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。）

(ア) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項の規定により実施される路面標示施工の技能検定に合格した者を常に備えていること。

(イ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる機械及び設備を備えていること。

ａ ラインマーカー車（区画線の施工機（溶解された区画線の材料を一定の幅で路面に塗布する機械をいう。以下同じ。）を搭載し、自走しながら路面に塗布する機械をいう。）

b 溶解槽（区画線の材料を固形状から施工状態である液体状へ溶解する設備をいう。）

c 施工幅として15センチメートル、30センチメートル及び45センチメートルの施工を行うことができる区画線の施工機
ク 造園工事

職業能力開発促進法第44条第1項の規定により実施される1級
又は2級の造園の技能検定に合格した者を常に備えていること。

（12）技術者を現場に配置することができること。

2 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請の手続をしなければならない。なお、鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（以下「T C A S」という。）を利用する方法により申請する場合は、T C A Sに、(1)の提出書類に記載すべき事項を入力し、必要書類を添付しなければならない。

（1）提出書類

ア 建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）、入札参加資格希望表（様式第2号）及び次に掲げる書類を提出すること。ただし、(イ)に該当する者であって市長及び上下水道事業管理者が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

(ア) 市の区域内に本店を有する建設業者

a 工事経歴書（様式第3号）（次のいずれかに該当する場合に限る。以下同じ。）

(a) 完成工事高に2年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に工事实績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事实績がある場合（(c)又は(d)に該当する場合を除く。）

(b) 完成工事高に3年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に工事实績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事实績がある場合（(c)又は(d)に該当する場合を除く。）

(c) 希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾

に限る。）、建築一式工事（別表の中区分の欄に掲げる解体に限る。）、とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。）、電気工事（別表の中区分の欄に掲げる下水道施設に限る。）、塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。）、内装仕上工事（別表の中区分の欄に掲げる畳工に限る。）又は機械器具設置工事（別表の中区分の欄に掲げる下水道施設に限る。）に該当する場合

(d) 希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）又は鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）に該当する場合（完成工事高に2年平均又は3年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に工事实績がなく、当該審査基準日前5年間又は当該審査基準日から申請日までの間に工事实績がある場合に限る。）

b 職員調書（技術職員）（様式第4号）

c 職員調書（その他の職員）（様式第5号）

d 使用印鑑届（様式第7号）

e 市税等同意書兼誓約書（様式第8号）

f 資本関係等調書（様式第9号）

g 労働保険料納付証明書（申請日の属する月又はその前月に交付されたものに限る。）又はその写し

h ISO9001又はISO14001の認証書（公益財団法人日本適合性認定協会又は国際認定機関フォーラムにおける国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機関が行うものに限る。）の写し

i 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）若しくはその写し

j 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経営事項審査結果通知書等」という。）の写し

k 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）又はその写し

l 個人事業者にあつては、当該個人の住民票の抄本（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）又はその写し

m 消費税及び地方消費税の納税証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）又はその写し

(イ) 市の区域外に本店を有する建設業者

a 工事経歴書（様式第3号）

b 使用印鑑届（様式第7号）

c 市税等同意書兼誓約書（様式第8号）

d 資本関係等調書（様式第9号）

e 営業所一覧（様式第10号）

f 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書若しくはその写し

g 経営事項審査結果通知書等の写し

h 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書又はその写し

i 個人事業者にあつては、当該個人の住民票の抄本又はその写し

j 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

k 消費税及び地方消費税の納税証明書又はその写し

イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者にあつては、アの書類に加えて、次に掲げる書類を提出すること。

(ア) 特殊工事入札参加資格審査用附属書類（様式特－1）

(イ) 鋼構造物工事（鋼橋）に係る誓約書（様式特－2）（希望工種が鋼構造物工事で別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に該当する場合に限る。）

(ウ) 土木一式工事（維持補修）に係る誓約書（様式特－3）（希望工種が土木一式工事で別表の中区分の欄に掲げる維持補修に該当する場合に限る。）

(エ) 職員調書（様式特－４）及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに雇用保険被保険者証の本人欄の写し（技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）

(オ) 職員写真（様式特－５）

(カ) 機械設備等調書（様式特－６）並びに当該調書に記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写し（機械等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）（モルタル吹付機にあっては、申請日前１年以内に実施したボイラー及び圧力容器安全規則第８８条の規定に基づく定期自主検査の結果を記録した表の写しを添付すること。）

(キ) 機械設備等写真（様式特－７）（モルタル吹付機の刻印番号を撮影した写真を貼り付けた場合において、当該写真により当該刻印番号を判別することができないときは、機械設備等写真（様式特－７）及び機械等検定規則（昭和４７年労働省令第４５号）第１条第１項第２号の第二種圧力容器明細書の写し）

(ク) 実務経験証明書（様式特－８）（希望工種が土木一式工事で別表の中区分の欄に掲げる港湾に該当する場合に限る。）

ウ 提出した書類の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに届け出ること。

(2) 提出期間

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間（ＴＣＡＳを利用する方法以外の方法による提出にあっては、米子市の休日を定める条例（平成１７年米子市条例第４号）第２条第１項に規定する市の休日を除く。（３）において同じ。）とする。ただし、市長又は上下水道事業管理者が特別な理由があると認める者については、この限りでない。

区分	提出期間	
第１期	第１回	令和８年１０月１日から令和９年１月３１日まで
	第２回	令和９年４月１日から同月３０日まで
	第３回	令和９年７月１日から同月３１日まで
	第４回	令和９年１０月１日から令和１０年１月３１日まで

第 2 期	第 5 回	令和10年 4 月 1 日から同月30日まで
	第 6 回	令和10年 7 月 1 日から同月31日まで

(3) 提出方法

持参、T C A S を利用する方法又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出しなければならない。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとする。また、持参又は郵便若しくは信書便による提出は、(2)の表の右欄に掲げる期間の末日の午後5時までに到着したものに限り受け付け、T C A S を利用する方法による提出は、同日中に申請されたものに限り受け付ける。

(4) 提出先

米子市総務部契約検査課契約担当

（〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話 0859-23-5365）

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和8年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再審査を申し出なければならない。

4 資格審査の結果

市及び市上下水道局のホームページにおいて掲示する。

5 資格の有効期限

令和9年度及び令和10年度における入札参加資格の有効期限は、令和11年5月31日とする。ただし、当該入札参加資格を付与された者が次の(1)から(4)までに掲げる事由に該当する場合には、それぞれ(1)から(4)までに定める日とする。

- (1) 1 に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったとき。 市長又は上下水道事業管理者が当該事実を確認した日の前日
- (2) 当該入札参加資格に係る事業を継続していないとき。 市長又は上下水道事業管理者が当該事実を確認した日の前日
- (3) 審査基準日が令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日までの経営事項審査結果通知書等の写しを令和 1 0 年 2 月末日までに提出しないとき。 令和 1 0 年度における入札参加資格が決定する日の前日
- (4) 令和 1 1 年度における入札参加資格が決定されないとき。 当該決定の日の前日

別表

発注工事種別									
大区分	略号	中区分	小区分	略称	大区分	略号	中区分	小区分	略称
土木一式工事	(土)	一般	—	土木一般	鉄筋工事	(筋)	—	—	鉄筋工事
		維持補修	—	維持	舗装工事	(舗)	—	—	舗装工事
		プレストレスト・コンクリート	—	PC	しゅんせつ工事	(し)	—	—	しゅんせつ工事
		港湾	—	港湾	板金工事	(板)	—	—	板金工事
建築一式工事	(建)	一般	—	建築一般	ガラス工事	(ガ)	—	—	ガラス工事
		解体	—	建築解体	塗装工事	(塗)	一般	—	塗装一般
大工工事	(大)	—	—	大工工事			区画線工	—	区画線工
左官工事	(左)	—	—	左官工事	防水工事	(防)	—	—	防水工事
とび・土工・コンクリート工事	(と)	一般	—	とび等一般	内装仕上工事	(内)	一般	—	内装一般
		交通安全施設	—	交通安全施設			畳工	—	畳工
		法面処理	一般	法面一般	機械器具設置工事	(機)	一般	—	機械器具一般
			法面植生工	法面植生工			下水道施設	—	機械器具下水
			法面保護工	法面保護工	熱絶縁工事	(熱)	—	—	熱絶縁工事
			落石防止網工	落石防止網工	電気通信工事	(通)	—	—	電気通信工事
			アンカー工	アンカー工	造園工事	(園)	—	—	造園
石工事	(石)	—	—	石工事	さく井工事	(井)	—	—	さく井工事
屋根工事	(屋)	—	—	屋根工事	建具工事	(具)	—	—	建具工事
電気工事	(電)	一般	—	電気一般	水道施設工事	(水)	—	—	水道施設工事
		下水道施設	—	電気下水	消防施設工事	(消)	—	—	消防施設工事
管工事	(管)	—	—	管工事	清掃施設工事	(清)	—	—	清掃施設工事
タイル・れんが・ブロック工事	(タ)	—	—	タイル等工事	解体工事	(解)	—	—	解体工事
鋼構造物工事	(鋼)	一般	—	鋼構造物一般					
		鋼橋	—	鋼橋					

注意事項

- 1 工事の種別は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）—中区分—小区分から構成されているが、入札参加資格の認定は、各大区分中の最小の区分において行う。（例 土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）、とび・土工・コンクリート工事（法面処理（アンカー工））、水道施設工事）
- 2 土木一式工事（維持補修）に係る工事は、通年又はそれに類する期間における市道、排水路、土地改良施設、管路施設等に係る維持補修工事とする。
- 3 土木一式工事（港湾）に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。
 - ①船舶を使用して実施する工事、②潜水土を使用して実施する工事、③船舶及び潜水土を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事、④海中又は海上工作物（コンクリートブロックを除く。）を陸上で製作する工事
- 4 電気工事（下水道施設）に係る工事は、下水道法に定める終末処理場又はポンプ場施設における下水道用電気設備に係る新設、増設、改築工事とする。
- 5 機械器具設置工事（下水道施設）に係る工事は、下水道法に定める終末処理場又はポンプ場施設における下水道用機械設備に係る新設、増設、改築工事とする。